

タイトル	韓国特許庁、「創意的なアイデア保護強化策」を発表
出処(掲載日)	韓国特許庁(2013.10.31)

〈主な内容〉

□ (直接保護)創意的アイデアの積極的権利化を支援

- 初期段階アイデアの権利化のため特許出願要件を緩和
- 市場状況に応じてアイデアの権利化時期を柔軟に選択
- スマートフォンのアプリケーション、フランチャイズサービスのアイデアなどに対する保護強化

□ (間接保護)アイデアに対する保護手段の多様化

- 経済・技術発展にともなう新しいタイプのアイデア保護根拠を用意
- 個人が保有したアイデア・技術の流出行為を営業秘密侵害行為として処罰し、アイデアに対する原本証明サービスを推進
- コンテストのアイデア保護ガイドライン、アイデア DB、保護規則の遵守など用意

□ (法執行・紛争解決)アイデア関連法執行および紛争解決システム強化

- 企業内外のアイデア・技術有用根絶および正当な補償強化
- 模倣品、違法コピーなどアイデアの盗用行為取締り強化
- 社会的弱者、中小・ベンチャー企業などのアイデア・技術保護関連あい路解消のための専門相談および迅速な紛争解決システム構築

創造経済を実現するために「創意的アイデア」に対する保護を大幅強化

政府は、10月30日(水)に開催された第24次経済関係長官会議で「創意的アイデア保護強化案」を確定して、国民の斬新なアイデアがより手軽に保護されるように関連制度と慣行を大胆に改善すると明らかにした。

確立の背景

□想像力と創意性に基づいて新市場と雇用を創り出す創造経済実現のためには、創意的アイデア保護が何より重要

* 140 代国政課題「2. 知的財産創出・保護・活用体系先進化」の一環として推進

* 「創造経済実現計画(2013.5)」に「アイデア・技術の知的財産化および保護・活用促進」が主要課題に含まれ、

□また、アイデア具現プラットフォームとして最近本格稼働した創造経済タウンでアイデアの創出と活用活性化のために国民が時間と努力を投じた「創意的アイデア」に対する保護強化が切実な状況である。

* 国家および社会発展のために創意的アイデア保護が必要だという答えは 98.6%だが、現行制度が創意的アイデアをしっかりと保護しているという意見は 16.9%に過ぎない(知的財産研究院、2013.9)

□このような背景から、知的財産制度のパラダイムを「完成された技術保護中心から、アイデア初期段階の保護に」、「安定的な制度運営を通じて開放的・弾力的制度に」、「模倣経済時代の追撃者観点から、創造経済の先導者保護に」切り替え、アイデア保護を強化するため、今回の案を用意した。

主要な推進課題

1. 国民の『創造経済タウン』などに提案された斬新なアイデアを積極的に知的財産権化することができるように制度改善

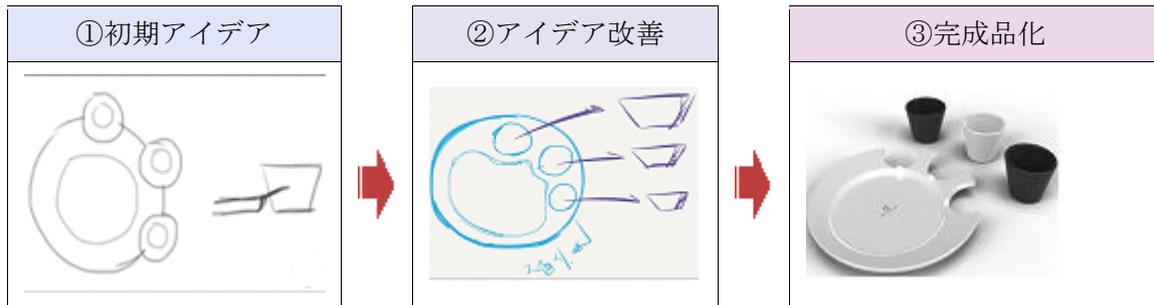
① 初期アイデアの迅速な知的財産権獲得を支援

○現在は、特許を取得するために作成しなければならない「技術分野」、「発明の内容」、「発明を実施するための具体的な内容」等、多様な項目により、初期アイデアの特許出願に多くの期間が必要とされていたが、

○これからは、こういう形式に制限がなくなり、「アイデア説明資料」だけで速かに「初期アイデア」の特許出願が可能にする法改正を推進中である。(2015年施行)

[効果 1] アイデアの具体化過程で、アイデア改善段階別に直ちに保護可能

→国民が「初期アイデア」からアイデアを発展させながら、その場ですぐ「改善されたアイデア」を「アイデアの説明資料」だけで速かに特許出願ができるため、初期アイデアから迅速な特許保護が可能



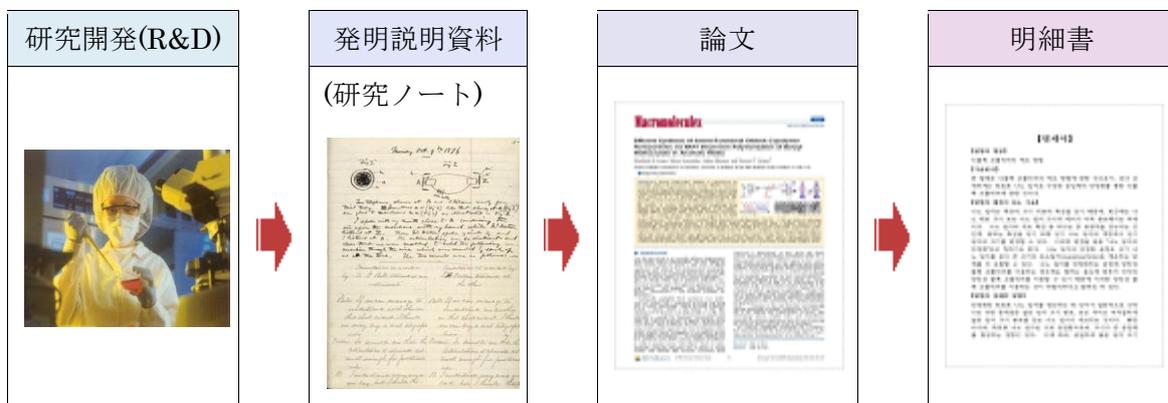
[現行] 明細書形式をそろえるために「③完成品化」段階で特許出願が可能

[改善] 初期アイデアを具体化して「①」を先に出願し、以後アイデア②、③を追加

[効果 2] 研究ノート、論文などで速かに特許出願をし、特許出願日を先行獲得

→(現行) 研究開発の完了後、弁理士選任や明細書作成などで特許出願が遅れ、他人が公開した類似のアイデアにより、特許を受けることができない。

→(今後) 研究員が研究過程で一つのアイデアが完成された時、その都度、「研究ノート」だけで特許出願をすることで、より速く特許出願日の先行獲得が可能



[現行]研究ノート、論文段階では特許出願が困難⇒ 明細書完成後に特許出願

[改善]研究ノート、論文など発明についての説明資料だけでも特許出願が容易

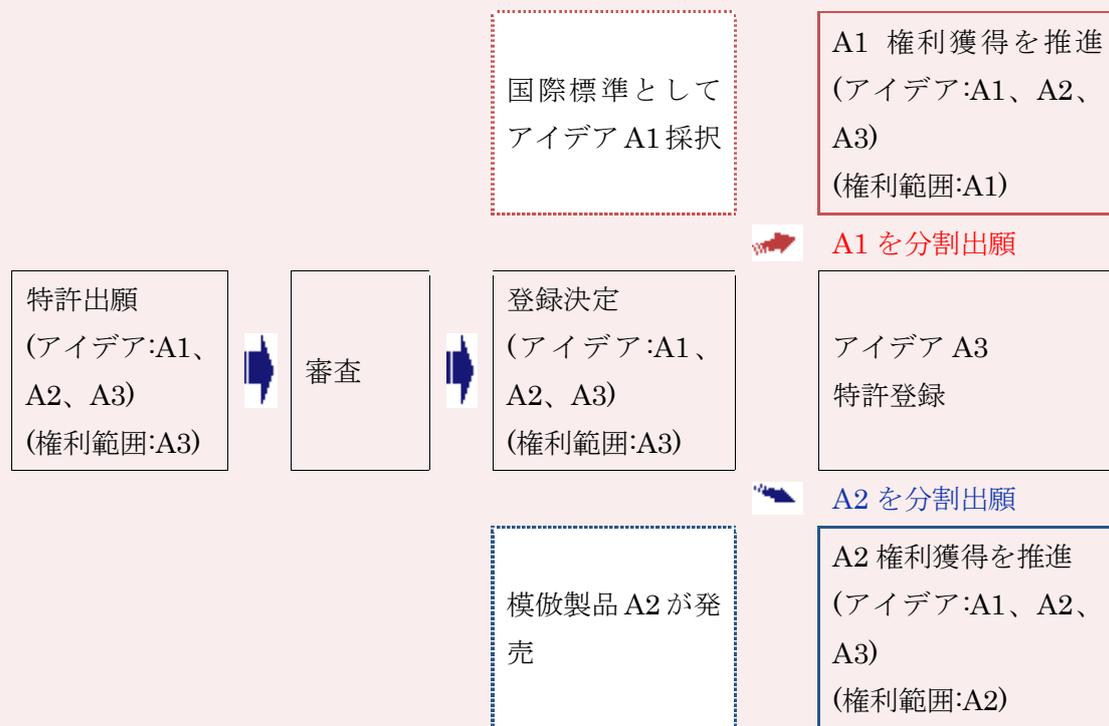
② 市場状況に応じた権利化時期の柔軟性の確保

○市場に出た後発模倣品、国際標準などを反映して、アイデア・技術を簡単かつ追加的に特許登録を受けられるように、特許決定以後の分割出願* 制度を導入する計画である(2014年法改正推進)。

* 分割出願:一つの出願に2つ以上の発明が記載された場合、一つは、本来の出願として残し、残り1つ以上の発明を別個出願で分離出願

[事例]特許決定後、分割出願を利用したアイデアの追加権利化戦略の例示

→初期に権利化されることが出来なかったアイデアを技術変化・市場状況などを反映して、登録決定以後の所定期間内に分割出願し、追加で権利化



○また、アイデアの正当な保有者が特許などを簡単に獲得できるよう、公知例外主張¹要件を「出願時事前申告義務」で「事後立証方式」で緩和する(2014年法改正推進)

[事例]公知例外主張要件緩和にともなうアイデアの権利化改善

→(現行) A氏は、コンテストで自分のアイデアを公開した後、創業を先にし、一步遅れて特許を出願したが、「出願時」に公知例外主張をしなかったため、結局、自分が公開したアイデアのために特許を受けることができなかった。

⇒(今後)公知例外主張が「出願時事前申告」から「事後立証」に緩和され、この場合にも特許獲得が可能になる。

③アイデア・技術の権利化対象拡大

<コンピュータプログラム関連発明に対する特許獲得手続きの改善>

○現在は、CDなどの記録媒体に保存されるコンピュータプログラム関連発明のみ特許審査対象と認定されているが、

○これからは、スマートフォンのアプリ、モバイルゲームなど、オンラインで流通されるコンピュータプログラム発明を形式に関係なく、特許審査対象として認められるよう、特許審査指針を改正する(2014年7月施行)。

<「トレードドレス(Trade Dress)」の保護強化>

○現在は、商品の形状、声、匂い、動作などの「トレードドレス*」を実際の使用によって「有名になった場合に限定」して保護しているが、

* トレードドレス:商品、またはサービスの全体的なイメージや全体の外形

¹ 特許・デザイン制度は、アイデアが出願される前に、同一のアイデアが公開された場合、そのアイデアは、特許を受けられないのが原則ではあるが、出願前に公開されたアイデアが発明者(出願人)により公開された場合、出願当時の公知例外主張を行ったときのみ特許獲得が可能

- これからは、トレードドレスが有名なものでなくても、実際の使用によって、特定人の商品とサービスを識別する機能があれば、「商標権」として保護されるよう、商標法改正を推進する(2014年から法改正推進)。

〈画像デザイン アイデアの権利保護拡大〉

- 現在は、画像デザインが登録を受けた当該製品のみが保護され、新しく発売されるシリーズ製品は保護されなかったが、
- これからは、画像デザインの表示される物品に関係なく、関連製品ですべて保護*できるよう、デザイン審査基準を改正(2013.12 施行)

* 「ディスプレイパネル」と関連し「画像デザイン(A)」をデザイン権を一度だけ登録すれば、スマートフォン、タブレット PC、スマートウォッチ、スマート TV などですべて保護可能

2. 国民の創意的なアイデアに対する多角的な保護手段を工夫

① アイデアの包括的保護のための根拠規定を用意

- 新しくて多様なタイプの不正競争行為に適切な対応が難しくなっている現状を反映し、不正競争行為の「一般規定」を導入し、経済・技術発展によって登場する新しいタイプのアイデアが適切に保護されるようにする。
- これに伴い、不正競争防止法上において、アイデアの包括的保護要件を満足する金融新商品、インターネット・フレーミング広告* なども不正競争防止法を通じて保護できると期待されている(2014年1月施行)

* 自分のウェブサイトにて、他の企業のウェブサイト情報を見られるようにする情報提供サービス

[不正競争防止法第2条第1号チャ目(2014年1月施行)]

他人の投資・努力の成果などを公正な商取引慣行や競争秩序に反する方法で、自分の営業のために無断使用し、他人の経済的利益を侵害する行為

②営業秘密保護制度を通じたアイデア・技術保護の強化

○現在は、個人・大学などの営業秘密に該当するアイデア・技術を流出した者は、処罰*が不可能(企業の場合は処罰可能)だが、

-これからは、営業秘密の侵害として処罰が可能になるように見直して国民のアイデア保護を強化する。(2014年1月施行)

○ デザイン、宣伝文句など、多様なアイデア*の創出主体、時点、内容を証明する「アイデア原本証明サービス」を提供し、紛争解決に活用されるようにする(2013年10月施行)。

② アイデアの自律的保護および公正利用体系の構築

○ アイデアコンテストは、「アイデア」が「新市場と雇用」につなげられる代表的な創造経済モデルとして、公共・民間に広がっているが、

-現在は、コンテスト主管機関がアイデアに対する権利を所有するなど、アイデア保護のための最小限の基準もない*。

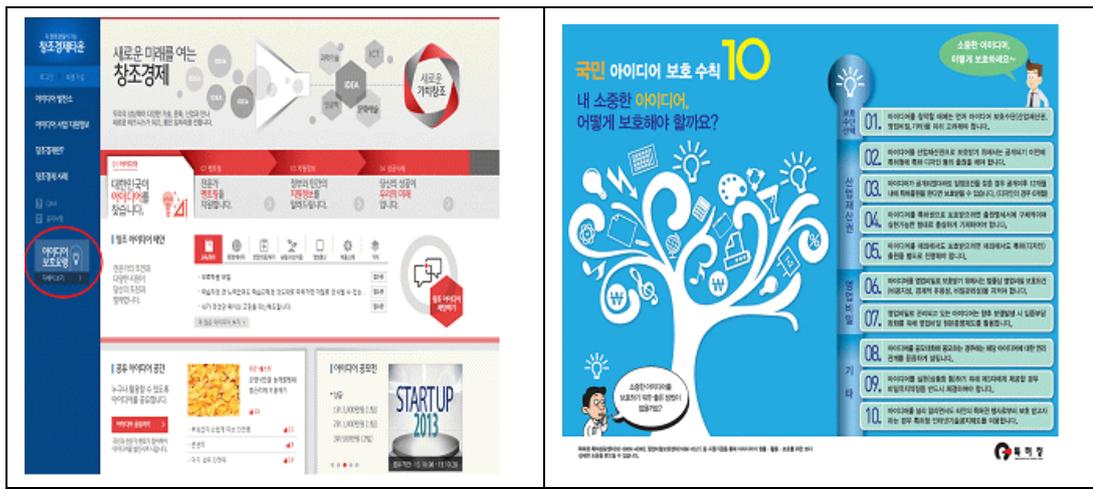
* コンテスト提案者がアイデアに対する権利を持つ割合は 2.7%(知的財産研究院、2013)

○そのため、アイデア公募に適用できる「アイデア保護標準ガイドライン」を用意し、公共および民間部門に拡大し、

-アイデアコンテストの重複受賞と、アイデア盗用を防止するためのアイデアコンテスト受賞作DBを構築する(2013年11月施行)。

○また、国民がアイデアの取引・共有、コンテストなど、日常生活の中でアイデアを自らが保護するために遵守しなければならない基本行動要領として、「アイデア保護規則 遵守 10」を普及し、(2013年11月施行)

<創造経済タウンの‘アイデア保護要領’>	<‘アイデア保護要領’中アイデア保護規則 遵守 10>
----------------------	-----------------------------



-아이디어保有者が自らの判断を通じて当該アイデアに対する法的保護方法を案内する
 アイデア保護ナビゲーター及びガイドブックを開発して普及する。(2013. 12 施行)

3. 創意的アイデアを保護するための法執行を強化し、アイデアに関する相談、教育および紛争解決システムを構築

① アイデア・技術奪取防止および正当な補償

- 企業間のアイデア保護のため、公取委など関係部署と協力して、中小企業の技術アイデア盗用を根絶するための汎政府対策を用意して、(2013. 話)
- 企業内のアイデア保護のために勤労者、研究員のアイデア保護のための職務発明補償システムを構築する(継続)

② アイデア・技術盗用に対する取締り強化

- 模倣品、違法コピーなどに対する取締強化のため、特別司法警察隊捜査人材を増員*する一方、
 - ポータルサイト・SNS などオンライン市場にまで取締の範囲を拡大 (継続)
 - * (2013. 9~) 4 人増員
- また、模倣品の製造など、不正競争行為に対する行政処分を拘束力のない「是正勧告」から「是正命令」、「課徴金賦課」等に強化する方案を検討し(2013)、

- デザイン侵害罪に対する親告罪廃止を推進して、デザイン アイデア保護も強化していく (2014 年年法改正推進)

区分	現行	見直し
捜査機関 取締対象	商標権および商標専用使用権の侵害 〈新設〉	商標権および商標専用使用権の侵害 デザイン権侵害行為取締が追加

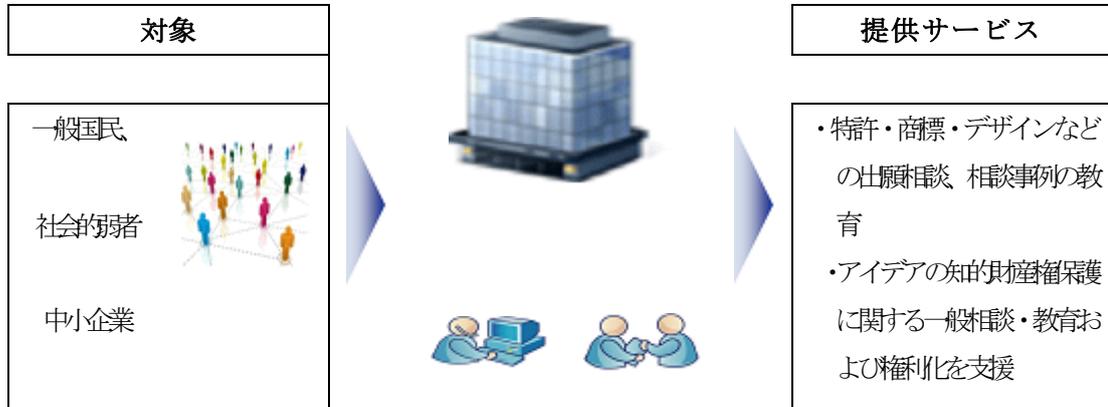
② アイデア・技術紛争予防および迅速な紛争解決システムを構築

- 現在は、アイデアを法的に保護する方法、どのアイデアが特許・営業秘密として保護できるかなどについての相談・教育などを統合的に受けられるシステムが構築されていないが、

- これから、アイデア関連の紛争予防のために社会的弱者、中小企業、一般国民などを対象にアイデアをはじめとする知的財産権統合相談・教育サービス提供案を用意(～2014年3月)

* 「アイデア保護案・具体化→特許など出願→紛争」関連の相談および教育

＜アイデア保護ワンストップ サービスの概念図＞



○さらに、産業財産権紛争調停委員会の調停業務対象を特許出願中のアイデア、営業秘密にまで拡大し、

-調停の専門性を強化し効率性を向上するため、専門担当事務局の設置も併行するなど、アイデア保護のために迅速かつ手軽な紛争解決システムを強化していくこととする。
(2014年～法改正推進)

＜産業財産権紛争調停委員会の見直し方向＞

区分	現行	見直し(案)
調停対象拡大	産業財産権紛争	産業財産権紛争、出願中であるアイデアを巡る産業財産紛争、営業秘密関連紛争
外部連携強化	企業、裁判所などと協力が不十分	企業と協力を通じた職務発明紛争、裁判所と連携して調停事件の処理を拡大

期待効果および今後計画

□今回の『創意的アイデアに対する保護強化案』は、国民がアイデアをより多く創り出して、それを広く活用することにより、

○想像力と創意性が科学技術と融合されて、新しい市場と雇用を創り出すという「創造経済」を実現するうえで大きく貢献すると期待されている。

□政府は、今回の案に含まれた内容を早く実行に移すため、すでに特許法などの関連法改正を推進中にあり、

○これから、産業部・公取委など関係部署と緊密に協力し、中小企業の技術転用防止案など、多様な施策を持続的に選定し推進していく計画である。